

ミクニパーテック株式会社

防災マニュアル

表紙	1頁
目次	1頁
本文(別紙含む)	12頁

《ミクニパーテック 株式会社 防災マニュアル》

1. 目的

この規定は、「大規模大地震対策特別措置法」に基づく東海・東南海・南海大地震注意情報発表時及び予知情報(警戒宣言)発令時における地震防災について必要な事項を定め、大地震災害による災害の未然防止(予防対策)と地震発生時の被害軽減・安否確認並びに被災後の災害復旧対応について、円滑に処置できることを目的とする。

地震防災対策のポイント

- ・人の安全確保へ十分な物的備えをすること
- ・安否確認が確実・迅速に行えるようにすること
- ・災害復旧が最短に行えるよう準備すること

2. 防災組織

- (1) 防災本部を組織し本部長を社長とし、その下に防災部隊を編成し、運営を図る。(別紙1, 2)
- (2) 被災した場合は、防災本部・防災部隊を中心に速やかに対応にあたることとする。

3. 地震予防対策

地震発生時の災害を最小限に留めるべく、予防活動を計画し、実行する。

- (1) 平常時の措置
防災本部・防災部隊を中心として防災・復旧事前計画を策定し、毎年防災内容の充実強化・維持に努める。
- (2) 東海地震注意情報発表時から予知情報(警戒宣言)発令時までの措置
東海地震注意情報を確認した場合は、防災本部を立上げ、警戒宣言時に備え細目に定めた対応を行う。
- (3) 予知情報発令時の措置
予知情報(警戒宣言)を確認した場合は、防災本部長を中心に工場の操業停止、部隊の点検活動等を実施し、地震に備える。状況に応じて、避難行動・安否確認・帰宅命令を行う。

4. 地震発生時の措置

「大地震被災時の行動マニュアル」を基準に、避難行動、点呼、本部への集合活動を行い、従業員全員の安否確認をとる。

5. 地震発生後の措置

災害本部・部隊を中心に場内外の情報を的確に入手し、安全確認を実施し、従業員への的確な行動指示・伝達を行う。

6. 災害復旧計画

被災後は災害本部・部隊を中心として、災害復旧マニュアルを基準に最短の復旧を目指す。

7. 教育・訓練及び広報

- (1) 従業員に対し、定期的に防災訓練・教育を実施し、緊急時のリスク低減を図る。
- (2) 地域防災との連携も密にし、被災時は被害を最小限に留めるべく相互協力する。
- (3) 全従業員への安否確認システムを登録し、異動・新規採用者も全対象とし、登録を行う。

2010. 6. 2 作成
管理部

1. 防災本部の役割

社長を総責任者(本部長)として、各部課長を中心(委員会)に各種防災活動、予防活動の検討を行う。
注意情報・予知情報発令時、地震発生時には、防災組織メンバーを中心に災害対応・復旧対応に従事する。
「防災本部」は状況に応じ、「災害対策本部」「災害復旧対策本部」として対応する。

2. 防災部隊の役割

防災部隊は部課長を隊長とする部隊を組織し、各班、班員で構成する。
平常時は防災計画策定・予防活動に努め、被災時の災害を最小限に留めるべく活動する。
災害発生時以降は防災本部の指示に基づき、災害対応活動、災害復旧活動に努める。

3. 防災部隊役割分担表

部隊	班	注意情報・予知情報発令時 地震発令時	日 常
救援隊	救護	救護活動	・救護用品の維持管理 ・救急法講習会への参加
	情報連絡	工場内・外の情報収集と本部 への報告	・情報連絡ツールの維持管理 ・定期受信の実施
自衛消火隊	消火	消火活動	・消火設備の維持管理 ・火気管理
避難誘導隊	避難誘導	従業員の避難場所への誘導	・避難経路の確保 ・避難誘導表示の設置, 確認
生産復旧隊	設備点検	復旧活動 製品供給責任	・復旧作業工具の維持管理 ・災害時の復旧計画を立案 (早期の生産復旧に対して)
	溶解炉	復旧活動	・災害時の溶湯供給計画立案 ・被害防止に対する改善活動
予防処置隊	予防処置		・火元責任者、防火管理者の責任分担割 付け、維持管理 ・避難生活維持の為の応急機材の確保 ・飲料水・食糧備蓄の為の調達, 維持管理
	非常持出	非常持出し品の持出し	・非常持出し品の点検、対象リスト整備、維 持管理

《大地震被災時の行動マニュアル》

2010. 6. 2 作成
管理部

地震発生

…毎年の避難訓練と同じ行動をとる。

推定震度5以上の大きな地震が来た場合は、作業を中断し、持ち場を離れて安全な場所(安全エリア)に一時避難する。

地震がおさまったら、周りの人の安全確認、火災等の恐れ、油等の漏れが無いか確認し、避難誘導係員の指示を受けて1次避難場所に移動する。

部署ごと職制が点呼を取り、2次避難場所(災害本部)に集合する。

災害対策本部設置

…防災本部・防災分科会を主軸に、従業員の安否確認、構内の被害状況把握、外部情報入手、災害復旧対応の検討

災害時の全ての行動は、防災本部長の指示に従うこと。個人行動は禁止する。

災害本部は、全員の点呼確認後各種情報を入手し、作業復帰・構内待機または一時帰宅の検討を行う。

工場を出る際は、守衛所にて記名し、速やかに帰宅する。…帰宅方法は、基本的に徒歩か自転車とする。

(車両の使用の可否は、本部の指示に従うこと)

帰宅後、家族・自宅等の安否確認をし、安全確認システムを受信していたら随時状況報告を返信すること。

災害復旧活動

全ての安全確認が終了し、余震もおさまったことを確認したら、平常時と同様に出勤し、災害復旧活動を行う。

基本的に出社可能な人は、翌日からの出勤とする。その後、復旧状況に合わせて、出勤・休日を防災本部で決定し、連絡をする。

(従業員は、家族及び自宅の被害が多大な場合は自己都合を優先し、落ち着いたら出社すること)

＜一時帰宅後の出社基準＞

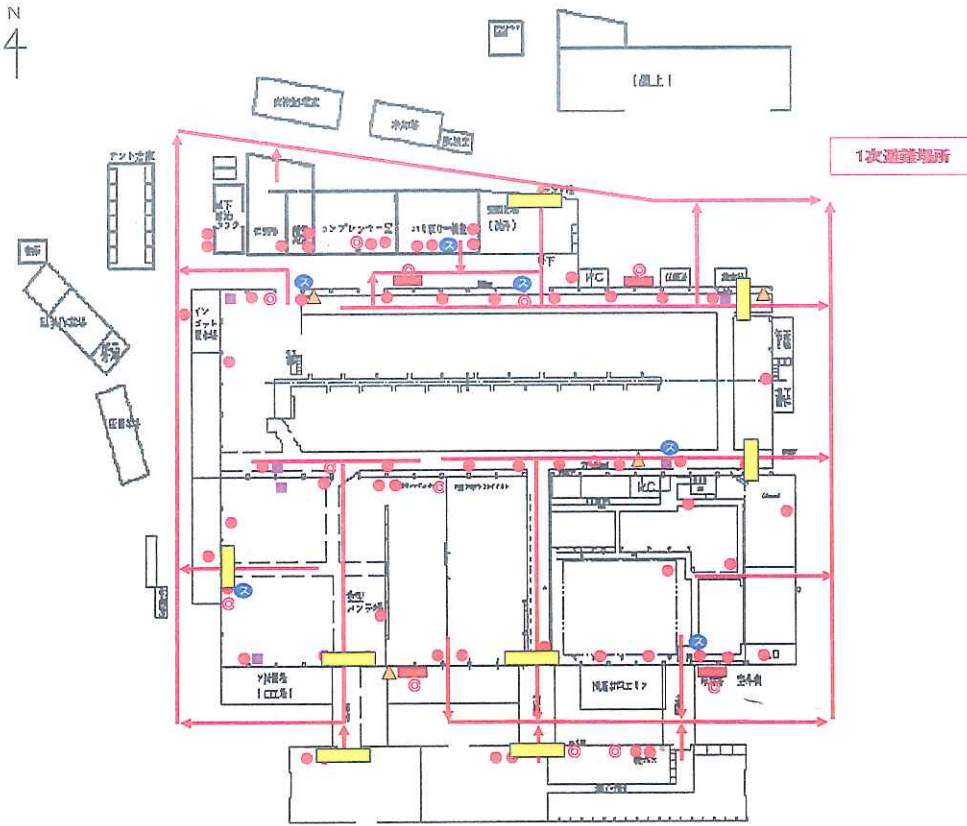
防災本部委員	家族等の安全確認後、可能な場合は速やかに戻ること
職制(係長)及び分科会リーダー	被災後24時間経過後の翌日に定時出社すること
一般従業員	被災後48時間経過後の翌日に定時出社すること

防災分科会

注意情報発令時から地震発生にかけて、分科会組織は防災本部の指示で活動する。

各分科会委員は、災害時の行動マニュアルに則り活動を行う。但し、一般従業員においても各分科会からの協力要請時には、分科会委員の指示に従い協力し、早期の復旧を目指す。

N
4

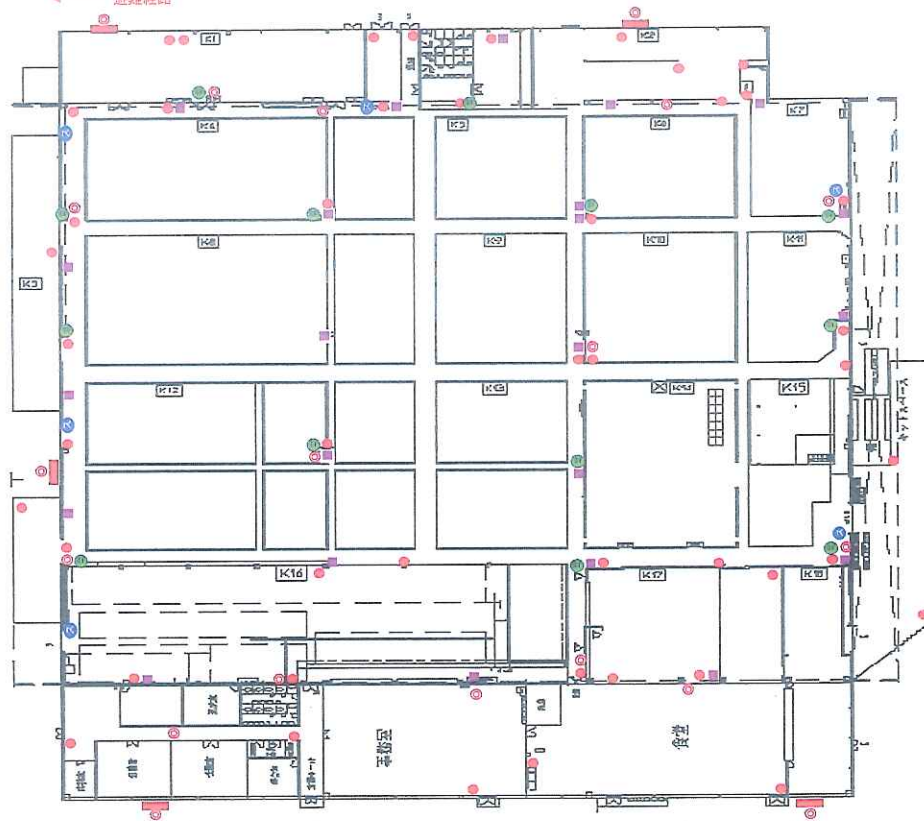


加工棟消火設備&避難経路

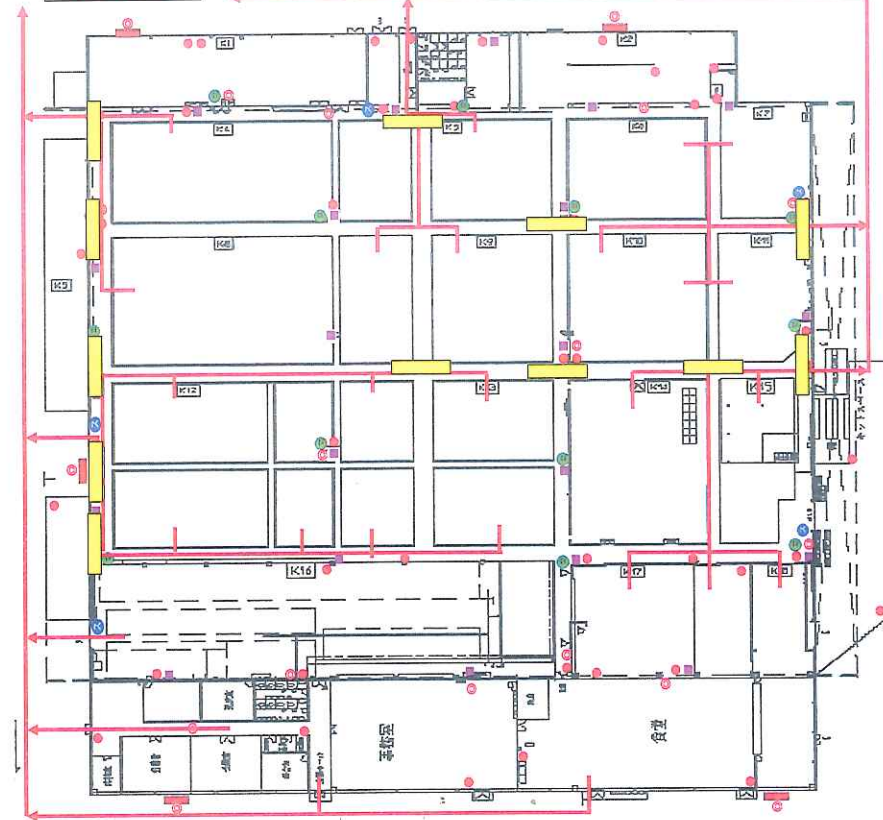


- 消火器
- 移動式粉末消火器
- 消火栓
- 非常ベル
- 懐中電気
- 防災スピーカー

← 避難経路



1次避難場所



≪東海地震新情報と防災対応について(基本的行動)≫

2010. 6. 2 作成
管理部

